

平成28年

行方市農業委員会

第12回総会会議録

(平成28年12月22日)

平成28年12月22日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第88号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第89号	農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第90号	現況証明願について
議案第91号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第92号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第93号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第94号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第66号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第67号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第68号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第69号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第70号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 小澤悦子	2番 谷田清子	3番 風間啓次
4番 飯田義彦	5番 根本正義	6番 小沼正二
7番 本澤政雄	8番 大久保正一	9番 郡司正彦
10番 椎名勇	11番 吉田正弘	12番 高塚利英
13番 根崎和枝	14番 方波見弘子	15番 原文夫
16番 高野好文	17番 鴨下威	18番 清水量
19番 赤塚誠人	20番 出久根孝	21番 富田一
22番 横山司	23番 宮崎幹男	24番 山野貴司
25番 宮本鶴壽	26番 山口久喜	27番 田宮賢
28番 羽成正美	29番 金田秀雄	30番 栗又勝

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

議長

(資格審査報告)

資格審査報告、ただいまの出席委員は30名、全員出席しておりますので、本日の総会は成立することをご報告をいたします。

		(会期の決定)
議 全 議	長	本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名をいたします。 3番風間啓次委員 4番飯田義彦委員をご指名をいたします。
		(書記の選出)
議	長	総会書記を事務局の久保田補佐、野原係長を任命します。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりでございます。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第88号)
議	長	議案第88号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第88号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項、2項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
2 3 番		第1項、第2項を続けてご審議のほどよろしくお願いいたします。 まず第1項について調査報告をいたします。 譲受人の方、市内橋門在住の72歳の専業農家の男性です。家族と研修生4名で田畑合わせて8万㎡ほど耕作をしております。主に水稻、エシャレット、セリ等です。譲渡人の方は稲敷市にお住まいの75歳の農業の男性です。申請理由は農業の規模拡大であります。場所はただいま耕地整備が行われている小高の埋立地でございます。1項について調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 続きまして、第2項の調査報告をいたします。 譲受人の方は1項と同じ方です。譲渡人の方は市内島並に在住する60歳の女性の方です。申請事由は農業の規模拡大ですが、場所は小高埋立地内でありまして、譲受人の方が耕作しやすいように譲り受けたと聞いております。2項も問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議	長	問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項、2項を原案どおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	第3項の調査報告をします。 譲受人は年齢66歳、男性、麻生在住の会社役員兼農業の方です。水稻、畑、畑はジャガイモ合わせて48aを耕作しています。譲渡人は年齢88歳、東京在住の無職の女性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るため、区分は売買による所有者移転です。農作業は年間200日、農機具もそろっており、家から10分程度で何ら問題なく、許可相当と調査しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	許可相当だろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。
1	4	調査員より調査の報告を求めます。
番		4項、5項とも関連がありますので、一緒に調査報告をいたします。 4項から報告いたします。 受人は中根在住の女性、88歳の方です。本人が高齢のため、66歳の息子が代理人として申請しております。家族4人と研修生もおおり、大きく農業経営をしております。水田には米、レンコン、畑にはゴボウ、サツマイモと作付しております。渡人は同じく中根在住の農業、76歳の男性です。息子さん夫婦は会社勤めのため、夫婦で3万㎡に米、レンコン、セリ、サツマイモなどを作付し、経営しています。許可相当と調査をしてまいりました。 続いて、5項の報告をいたします。 4項の受人と渡人が逆になるわけですが、互いに農地を集約し、経営の安定を図りたいということで、面積は大きく違いますが、農地を交換するということです。水田が深く、米づくりには無理だが、レンコン、セリなら作付できるということで承諾したということです。区分は所有権移転となります。問題なく、許可相当だと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	方波見委員さん、報告の中で代理人の年齢をおっしゃいましたが、これはまだ若いかなでしょう。
1	4	66歳の息子です。
番		わかりました。それでは、皆さん、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。(全員一致)
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1 9	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 第6項の調査報告をいたします。 譲受人の方は行方市沖洲に在住する専業農家の61歳の男性でございます。また、譲渡人の方は静岡県三島に在住する69歳の会社員の男性でございます。この件につきましては、渡人のほうが遠隔地に住居を構えており、本件農地について耕作ができないということで、受人の方から農業の経営の拡大のために譲渡申し込みがあったと。これについて快く譲渡することになったという売買による所有権移転でございます。この農地はご本人の距離から言うと300m、3分と非常に条件もよい。現在受人は田畑合わせて8,753㎡、水稻、露地物等野菜を作付しております。農機具も充実しており、何ら問題ないと思います。ただ、この売買による、また遠隔地ということで、きのう、きょう売るんだったらば荒地だったと。この内容についてはご本人同士相対で、23年前からお貸しになった土地です。ですから、片方の方も70、自分は60を超えたから、両親も両方とも亡くしておるんで、この辺で売買でいかがでしょうかというふうに受人の方から申して、快く決まったということです。調査の結果、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、7項から9項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。 第7項、8項、9項について関連性がありますので、一括調査報告いたします。 譲受人は井上在住の70歳の男性で、新規就農の方です。今回田畑合わせて56aを営農し、内容は柿栽培をすることのことです。7項、8項の譲渡人は横浜市在住の55歳の会社役員で、男の方です。第9項は水戸市在住の不動産兼農業の72歳の男性です。区分については売買による所有権移転と賃貸借権の設定で申請されたものです。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	許可相当だろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項から9項まで原案どおり可決いたします。
議 2 7	長 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 10項の調査報告をいたします。 譲受人は玉造甲在住の会社役員兼農業の71歳の男性であります。譲渡人は同じく玉造甲在住の68歳の男性であります。この土地につきましては譲受人が譲渡人に

議 長 売買による譲渡を依頼したところ、快く承諾してくれたということであります。譲
 受人は現在6, 200㎡の農地を所有しており、この土地も譲受人の屋敷に隣接し
 ている土地でありますので、規模拡大を図り、経営の安定を図るという申請事由に
 も合致しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願
 いたします。

議 長 許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご
 異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

議 長 次に、11項から13項につきまして関連がありますので、一括審議といたしま
 す。
 調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 第11項、12項、13項、関連がありますので、一括で報告をします。
 3件とも譲受人は銚田市在住、32歳、専業農家の男性です。銚田市にて夫婦で8
 5. 3a、サツマイモとハウレンソウ、小松菜を作付しているそうです。11項の
 譲渡人は横浜市在住、84歳、無職の女性です。12項は市内芹沢在住、67歳、
 無職の女性です。13項は茨城町在住、62歳会社員の男性です。申請理由は規模
 拡大をし、経営の安定を図るということで、売買による所有権移転です。通作距離
 も1.2km、25分くらいで可能であり、問題ないものと調査してまいりました。
 皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、皆さん、ご審議のほうをよろしくお願いたします。ご異議ございませ
 んか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、11項から13項を原案どおり可決いたします。

議 長 次に、14項、15項につきましても関連がありますので、一括審議といたしま
 す。
 調査員より調査の報告を求めます。

2 番 第14項、15項について関連性がありますので、一括報告いたします。
 譲受人はともに市内荒宿在住の67歳の男性の方で、151aを営農し、主に水
 稲、露地野菜を作付しています。譲渡人の14項は市内井上在住の75歳の農業の
 男性で、15項は市内荒宿在住の45歳の公務員の男性の方です。申請事由はとも
 に農業経営の規模拡大であり、区分についても売買による所有権の移転で申請され
 たものです。許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願
 いたします。

議 長 許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご
 異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

議 1	長 番	次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。 第16項の調査報告をいたします。 譲受人は年齢52歳の鹿嶋市在住の兼業農家の男性の方です。田畑合わせて456a営農しております。主に甘藷になります。譲渡人は年齢68歳の根小屋在住の男性の方です。申請事由は議案書の記載のとおり農業経営の規模拡大、経営の安定を図ろうということで、売買による所有権移転で申請されたものです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 全 議	長 員 長	何の問題もなく調査してまいりましたという報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2 3	長 番	次に、17項、18項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。 17項、18項については一括でご審議のほどをよろしくお願ひいたします。 まず17項について調査報告をいたします。 譲受人の方は市内橋門在住の51歳の専業農家の男性です。家族で田畑合わせて8,200㎡ほど耕作をしております。主に水稻、ビニールハウスでのキュウリ、葉物等です。譲渡人の方は市内麻生在住の68歳の男性です。申請事由は農業の規模拡大であります。場所は小高埋立地内でありまして、17項については問題ないものと判断してまいりました。 続きまして、18項について調査報告をいたします。 譲受人の方は17項と同じ方でありまして。譲渡人の方は市内麻生在住の80歳の男性です。申請理由は農業の規模拡大であります。また、渡人の方は高齢なので農業を縮小したいとのことであります。場所は小高埋立地内であります。17項、18項とも問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 全 議	長 員 長	問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	(議案第89号) 続きまして、議案第89号に入らせていただきます。農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。 事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第89号について朗読する。(別紙議案書のとおり)	

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 第1項の調査報告をします。
譲受人は年齢62歳、行方市麻生在住の石油製品販売の男性の方です。譲渡人は年齢59歳、行方市島並在住の主婦の方です。申請理由は現在耕作放棄地となっている土地を有効活用して太陽光発電装置の設置をしたいとのことです。パネル45枚、11.475kwということでした。場所は大川ガソリンスタンド付近になります。隣接農地も問題なく、関係書類も整っており特に問題ないと思われ、調査の結果、許可相当と調査しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査報告を求めます。
7 番 第2項の調査結果についてご報告を申し上げたいと思います。
譲受人は東京都荒川区の電力会社代表の男性であります。譲渡人は市内南在住の47歳、会社員の男性です。申請理由として、太陽光発電施設の設置に当たり所有権の移転であります。パネルの総数が2,400枚、そしてパワーコンディショナーが48台で、過去にも太陽光発電を設置し、今回は隣の増設とのことでありました。現地を調査した結果、周辺への農地、そして環境変化も考えられず、関係書類も全て整い、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いを申し上げます。

議 長 関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

2 8 番 ちょっと休憩をお願いします。
議 長 暫時休憩をとります。
(休憩) 午後 3時33分～午後 3時34分

議 長 それでは、再開をいたします。
それでは、改めてご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査報告を求めます。
2 7 番 3項の調査報告をいたします。
譲受人は石岡市在住、42歳の男性の方であります。譲渡人は玉造甲在住の78歳の男性であります。この土地は地図にもごらんいただけるとわかるとおり、玉造中

		学校のすぐ近所にある土地であります。譲渡人は78歳で高齢でもあり、農業を縮小したいという話でありました。また、譲受人は今借家住まいなのですが、子供も大きくなって手狭になったため、妻の実家近くに土地を求めて親の面倒を見たいということで、この土地を選定したそうであります。この土地は農用地域外であり、この建物に関する資金計画書及び残高証明書、融資証明書もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いたします。
議	長	関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査報告を求めます。
2	2番	第4項の調査報告をいたします。 譲受人、市内白浜在住の31歳の会社員の男性の方、譲渡人、同市白浜在住の62歳の会社員の女性の方、申請事由は自己住宅建設のためで、区分は売買による所有権移転になります。この案件につきましては来年4月からの権限移譲を見据えてトレーニングの意味で金田委員さん、山野会長と3人で現地を調査してまいりました。情報交換も含めて大変有意義でした。場所的には白浜中央付近で稲荷神社の東側になります。聞き取り調査によりますと、受人の方は家族がふえて手狭になったために自己住宅を建設したいと渡人に打診をしたところ、快く承諾してもらえたということで、渡人も仕事の関係で申請地を農地として維持することが困難であるということで話がスムーズに進んだそうです。周囲の農用地域外証明書、事業計画、資金計画書等もそろっており、実現性に問題なく、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議よろしくお願いをいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査報告を求めます。
2	9番	受人、渡人とも市内四鹿在住の男性であります。2人は親子の関係であります。このたび息子さんが子供も大きくなり、現在同居中ではありますが、手狭になったために父親所有の農地を転用して自己住宅を建てたいという申請であります。前項同様近隣の横山委員、そして山野会長の協力を得て現地調査も行ってまいりました。調査の結果、何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしくお願いたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

(議案第90号)

議 長 続きまして、議案第90号 現況証明願についての件を議題といたします。
事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第90号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 では、第1項について調査結果を報告いたしたいと思います。

申請人は市内小貫在住の73歳の専業農家の男性であります。記載のとおり昭和61年に転用許可を受け、農業資材販売の業者、葉タバコを扱う●●●という会社の事務所を建設をいたしました。ところが、時代の変化とともに業者も事業を縮小し、昨年事務所を解体し更地に戻しましたが、駐車場も併用しておりましたので、碎石等が多く、農地に戻すのは困難と判断してまいりました。その結果、非農地証明発行に何ら問題もないものと調査してまいりましたので、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 何ら問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。

(議案第91号)

議 長 続きまして、議案第91号 なめがた新規就農活力応援金補助金の交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第91号について朗読する。(別紙のとおり)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

3 0 番 1項の調査報告をします。

申請人は行方市玉造甲在住の35歳の方です。現在はアパート住まいですが、分家という形で実家の近くに新築中です。既に28年4月ころより親元就農による農業をしています。年間農業従事日数などクリアされており、農業後継者として新規就農活力応援金補助金の交付を推薦したいと調査してきました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。

議 2 9	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 2項について調査報告いたします。 申請人は行方市小牧在住の42歳の方であります。26年まで会社勤めをしておりましたが、親も高齢になり農業後継者として新規就農したいということでありま す。主にレンコン、水稻を経営しております。従事日数、その他条件をクリアして おりまして、問題ないものと調査してまいりました。ご審議をよろしくお願いいた します。
議 全 議	長 員 長	何の問題ないものという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご 異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦するこ とに異議ないものと決定をいたします。
議 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 第3項の調査報告をします。 行方市生まれ、39歳の男性の方です。平成28年まで麻生東部土地改良区に勤 め、退社しました。両親が施設野菜をつくっており、高齢であり今後は自分が農業 経営を行い両親の負担を徐々に減らしたいと思い、就農しました。水稻120a、 施設野菜、トマト15a、キュウリ4a、二期作をやって耕作しています。年間2 50日作業し、トマトを中心にこれから農業経営をしたいということです。なめが た新規就農活力応援金に推薦したいと調査しました。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦するこ とに異議ないものと決定をいたします。
議	長	(議案第92号)
議	長	続きまして、議案第92号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題 といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第92号について朗読する。	資料No.2をごらんください。2枚目の農用地利用促進計画・総括表のほうでご説明 します。 新規の設定で、田、9件、22筆、37,771㎡、畑、3件、4筆、8,306 ㎡、新規の合計といたしまして12件、26筆、4万6,077㎡。続いて、更新 の設定です。田、8件、13筆、22,117㎡、畑、9件、13筆、30,66 6㎡、更新の合計といたしまして17件、26筆、52,783㎡、新規、更新の 合計といたしまして田、17件、35筆、59,888㎡、畑、12件、17筆、

38, 972㎡、合計といたしまして29件、52筆、98, 860㎡です。
次のページから農用地利用権設置一覧ということで、設定者、設定した土地、利用権の内容で、期間、賃借料が記載されております。備考欄におきまして、2900番から5項の2911番が新規の設定、次の項の2912番から2928番が更新の設定となっております。

議長 それでは、ただいまの説明内容についてご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案どおり決定いたします。

(議案第93号)

議長 続きまして、議案第93号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 議案第93号について朗読する。

資料No.3をごらんください。

茨城県農地中間管理構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

2枚目の農地中間管理事業総括表のほうでご説明します。

今回は新規のみの設定で、田、4件、6筆、15, 222㎡となっております。

次のページから、農地中間管理事業一覧ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますのでご確認願います。

議長 それでは、皆さん、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案どおり決定いたします。

(議案第94号)

議長 続きまして、議案第94号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 議案第94号について朗読する。

資料No.4をごらんください。

平成28年12月8日付で行方市長より、行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画案にかかわる意見を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人茨城県農林振興

公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が6筆、面積が15,222㎡です。詳細については、次のページの一覧表でご確認ください。

なお、議案第93号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。

議 全 員 議 長
それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案どおり決定といたします。

（報告第66号）（報告第67号）（報告第68号）
（報告第69号）（報告第70号）

議 長
次に、報告案件に入らせていただきます。報告第66号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第67号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第68号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第70号 農業委員活動状況について、以上報告案件については一括事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局
報告第66号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第67号について朗読する。
資料No.5の農地所有適格法人要件確認書をごらんください。
農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっております。今回は11月11日から12月9日までの報告書提出分を報告いたします。
農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つ目は法人形態要件で、会社形態でなければなりません。2つ目は事業要件で、主たる事業が農業であることで、農業と関連事業が売上高の過半でなければなりません。3つ目は構成員要件で、1の農地提供者、2の農業常時従事者、3、農地保有合理化法人、4、市町村・農協等の農業関係者で、総議決権の2分の1以上あり、農業関係者以外の構成員の総議決権は2分の1未満でなければなりません。4つ目は役員形態で、業務の執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員または重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しなければなりません。今回上がってきました農地所有適格法人はこの4つの要件をクリアしておりますことを報告いたします。
報告第68号について朗読する。（別紙議案書のとおり）
報告第69号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

報告第70号について朗読する。(別紙議案書のとおり)

議
全
議

長 それでは、報告案件につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時56分

議

長 これによって本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第12回総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。